

社会福祉法人あゆみ

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人あゆみ

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は以下とする。

- (1) 非常勤の役員（理事長、理事）
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 選任・解任委員
- (5) 第三者委員

(報酬等の支給)

第3条 非常勤役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員報酬
- (2) 監事の報酬
- (3) 評議員の報酬
- (4) 選任・解任委員の報酬
- (5) 第三者委員の報酬

2 非常勤の役員が法人及び施設の運営のために、その業務に当たった日に理事会等があった場合は、理事会出席の報酬は支払わないものとする。

3 役員会等が通常の業務時間内に行われた場合、役員を兼ねている職員の理事には役員報酬は支払わないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員等の報酬の額は別表第1に定める額とする。

2 評議員及び選任・解任委員及び第三者委員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める役職員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成24年4月 1日より適用する。

この規程は、平成25年6月 1日より適用する。

この規程は、平成29年2月 3日より適用する。

この規程は、平成29年6月に実施する定時評議員会終了のときより施行する

この規程は、平成31年4月 1日より適用する。

この規程は、令和 5年3月21日に遡り適用する。

※注 役員に対して各年度の総額が1,000万円を超えない範囲でこの規則に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

別表第1（非常勤の役員等の報酬）

(1) 非常勤理事長及び非常勤理事

		日額
理事長	理事会，評議員会，選任・解任委員会等会議への出席	3,094円
	上記の他，法人・施設業務のための出勤	15,000円
理事	理事会，評議員会，選任・解任委員会等会議への出席	3,094円
	上記の他，法人・施設業務のための出勤	10,315円

(2) 監事

	日額
理事会等会議への出席	3,094円
上記の他，法人・施設業務のための出勤	10,315円

別表第2（評議員並びに選任・解任委員及び第三者委員の報酬）

	日額
評議員会，理事会，選任・解任委員会、第三者委員会等会議への出席	3,094円
上記の他，法人・施設業務のための出勤	10,315円